

京 都 大 学 医 学 部 附 属 病 院 諸 料 金 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
(前 略)	
第2条	第2条
ア (略)	ア (同 左)
イ 分娩介助料 1回 200,000円 (170,000円) ただし、多児分娩の場合は、1児増すごとに 132,000円 (102,000円) を加算する。 分娩終了時刻が診療時間外又は深夜の場合は、 前記の額に次の金額をそれぞれ加算する。 時間外加算 34,000円 深夜加算 51,000円 多児時間外加算 1児増すごとに 20,400円 多児深夜加算 1児増すごとに 30,600円 産科医療補償制度対象外の場合は、括弧内の料 金とする。	イ 分娩介助料 1回 186,000円 (170,000円) ただし、多児分娩の場合は、1児増すごとに 118,000円 (102,000円) を加算する。 分娩終了時刻が診療時間外又は深夜の場合は、 前記の額に次の金額をそれぞれ加算する。 時間外加算 34,000円 深夜加算 51,000円 多児時間外加算 1児増すごとに 20,400円 多児深夜加算 1児増すごとに 30,600円 産科医療補償制度対象外の場合は、括弧内の料 金とする。
ウ 文書料 (法令に基づき無料で交付すべきものを 除く。)	ウ 文書料 (法令に基づき無料で交付すべきものを 除く。)
普通診断書料 1通につき 2,160円 死亡診断書 (死体検案書) 料 1通につき 2,160円 特殊診断書料 自立支援医療に係る文書料 更生医療意見書料 (初回申請時のみ) 1通につき 2,160円 育成医療意見書料 (初回申請時のみ) 1通につき 2,160円 精神通院医療診断書料 1通につき 2,160円 <u>特定疾患治療研究事業に係る臨床調査個人 票 (診断書) 料 1通につき 2,160円</u>	普通診断書料 1通につき 2,160円 死亡診断書 (死体検案書) 料 1通につき 2,160円 特殊診断書料 自立支援医療に係る文書料 更生医療意見書料 (初回申請時のみ) 1通につき 2,160円 育成医療意見書料 (初回申請時のみ) 1通につき 2,160円 精神通院医療診断書料 1通につき 2,160円 <u>難病の患者に対する医療等に関する法律 (特 定医療費の支給) に係る臨床調査個人票 (診断 書) 料 1通につき 2,160円</u>
自動車損害賠償責任保険に係る診断書料 1通につき 5,400円 上記以外の診断書料 1通につき 4,320円 証明書料 1通につき 1,620円 特殊証明書料 自動車損害賠償責任保険診療報酬明細書料 1通につき 4,320円 上記以外の証明書料 1通につき 3,240円	自動車損害賠償責任保険に係る診断書料 1通につき 5,400円 上記以外の診断書料 1通につき 4,320円 証明書料 1通につき 1,620円 特殊証明書料 自動車損害賠償責任保険診療報酬明細書料 1通につき 4,320円 上記以外の証明書料 1通につき 3,240円
エ } く } (略) チ }	エ } く } (同 左) チ }

(中 略)

別表 保険給付外の診療に係る諸料金

第1表 医科諸料金

区分	金額(円)
(1) } (略)	
↳	
(4) }	
(5) ヒト体外受精胚移植法料	
卵採取術 (1回につき)	40,369
卵培養術	
媒精法 (1回につき)	35,336
顕微授精法 (1回につき)	50,760
胚移植術 (1回につき)	34,078
(6) } (略)	
↳	
(14) }	

(後 略)

附 則

この規程は、平成26年12月11日から施行する。ただし、第2条イ及びウ中「特定疾患治療研究事業に係る臨床調査個人票（診断書）料」、「難病の患者に対する医療等に関する法律（特定医療費の支給）に係る臨床調査個人票（診断書）料」に係る改正規定は、平成27年1月1日から施行する。

別表 保険給付外の診療に係る諸料金

第1表 医科諸料金

区分	金額(円)
(1) } (同 左)	
↳	
(4) }	
(5) ヒト体外受精胚移植法料	
卵採取術 (1回につき)	40,369
卵培養術	
媒精法 (1回につき)	35,336
顕微授精法 (1回につき)	50,760
胚移植術 (1回につき)	34,078
凍結術 (1回につき)	
凍結胚1個から4個	28,512
凍結胚5個から8個	53,244
凍結胚9個から12個	77,976
凍結保管更新料 (1年につき)	7,344
セトロタイド注射用3mg	37,152
セトロタイド注射用0.25mg	8,748
(6) } (同 左)	
↳	
(14) }	